

大韓民国の在外選挙は
次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 8. 4

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

金品提供の意思表示だけでも寄付行為違反罪に該当します

- ◎ 公職選挙法上、寄付行為には金銭・物品・財産上の利益提供の意思表示やその提供を約束する行為も含まれます。

公職選挙法上、寄付行為には金銭などが実際に提供された場合だけではなく、提供の意思表示や約束がある場合も含まれます。「提供の意思表示」は相手方の意思如何に関係なく一方的に提供の意思を表示することであり、「提供の約束」は現実的に提供されなかったが、将来提供するという意思と相手方がこれを受領するという意思が合致することを言います。

- ◎ 公職選挙法上、寄付行為には党員を募集しながら、一定期間の党費を代納する行為など党費の代納行為も含まれます。

党費代納行為は、党員として権限行使のための財産出捐義務を第三者が代わりに納付することで党費相当の財産上の利益が提供されることから、公職選挙法上の寄付行為に該当します。

※党費代納関連寄付行為類型

- ▶ 党員を募集しながら一定期間の党費を代納する行為
- ▶ 党員として党費を納付するようにした後、党費補填名目で金品を提供する行為
- ▶ その他、党員募集をお願いしながら、党費代納金および謝礼金名目での金品・供応提供行為

在外選挙ホームページ(ok.nec.go.kr)が
オープンになりました。